

(様式1)

最終更新日：令和3年2月4日

公益財団法人日本体育施設協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。参考URL:<http://www.jp-sfa.or.jp>

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> 定款において、本協会の目的として、我が国における体育・スポーツ施設の充実及びその効果的運営の促進を図り、もって国民の心身の健全な発達及び豊かな人間性の涵養に寄与することと定めている。 中長期基本計画に類するものとして、上記の目的を達成するための中長期的改善目標として、公認指導者の育成・資質向上の推進、全国の都道府県体育施設協会との連携強化及び財務健全性の確保に努めることを重点項目として掲げ、令和3年度を目途に法人の組織運営に関する事項とともに具体的プランを策定する予定である。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> 職員及び加盟団体については、法令を遵守するために必要な規程を整備している。評議員及び役員については、今後、規程の整備を進める。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> 定款をはじめ、法人の運営に関して必要となる各種規程を整備している。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務に関する各種規程等を整備している。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> 法人の役職員の報酬等に関する各種規程等を整備している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること (4) 法人の財産に関する規程を整備しているか	・定款において協会の資産・会計について定めている他、法人の財産に関する各種規程を整備している。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること (5) 財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・加盟金、年会費、公認指導者の登録範囲・手続き等、財政的基盤を整えるための規程を整備している。
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・今後、役職員を対象に、コンプライアンスについての理解を深めるためのセミナー・研修会に参加する計画を策定する予定である。
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・公認指導者養成講習会及び資格更新のカリキュラムにおいて、コンプライアンスに関する内容を含めた指導者養成を行う計画を、令和3年度を目指して策定する予定である。
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・会計事務所により、毎月、定期的な財務チェックや指導のもと会計処理を行うとともに、適切な財務・経理報告を公表している。 ・監事を配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・助成元における要項などの定めに従って、適切に処理をしている。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿他）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧可能な体制を整備している。 ・事業・決算報告書、各種規程等をHPで開示している。 < https://www9.jp-sfa.jp/work >
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・協会では、代表選手を選考することができないため、この項目は該当しない。
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・協会のGC遵守状況を2021年3月30日にHPで公表した。 < https://www9.jp-sfa.jp/work >